

\*\*\* INDEX \*\*\*\*\*

- ① 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて（前編）
- ② 【予告】令和5年2月21日（火）に食の安全安心シンポジウムを開催します  
テーマ：「食の安全を守る取り組みについて考える」  
～HACCP（ハサップ）ってな～に？～

\*\*\*\*\*

=====

①食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて（前編）

令和4年3月に消費者庁から「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が公表されました。

本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示を一律に禁止するものではありませんが、表示作成の際に注意していただく必要があります。

今号と次号で本ガイドラインの紹介をさせていただきますので、表示を作成もしくは修正する際の自己点検に用いていただき、食品表示を見直すきっかけとしてください。

◆ガイドライン作成の背景と趣旨◆

食品の容器包装への表示にかかる規制法令の一つに「食品表示法」という法律があります。その第4条において食品表示については基準を定めることとなっており、当該基準である「食品表示基準」第9条において下記のような表示は、任意表示であったとしても、消費者の食品選択の機会において正確な情報とはいえないとして例外的に禁止されています。

食品表示基準第9条において例外的に禁止されている表示	
※1	実際の食品より著しく優良または有利であると誤認させる表示
※2	義務表示事項の内容と矛盾する表示
※3	内容物を誤認させる表示

しかしこれまでその解釈を示すQ & Aが網羅的でないことや曖昧なことから、食品関連

事業者が容器包装に任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っている状況でした。

そのため食品添加物の不使用表示を行う場合に、事業者に注意していただきたい表示を10の類型に分けて解説し、類型の中で食品表示基準第9条に該当するおそれが高いと考えられる表示についてひとつの目安として本ガイドラインが食品表示基準Q&Aの別添として作成されました。

#### ◆本ガイドラインに基づく食品表示の見直しについて◆

速やかな表示の点検を行うことが必要ですが、包装資材の切り替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、適宜見直すようことが求められます。

#### ◆ガイドラインの中身：不使用表示の類型と表示禁止事項への該当◆

★本ガイドラインで示された注意すべき不使用表示の10の類型★	
類型1	単なる「無添加」の表示
類型2	食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示
類型3	食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示
類型4	同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示
類型5	同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示
類型6	健康、安全と関連付ける表示
類型7	健康、安全以外と関連付ける表示
類型8	食品添加物の使用が予期されていない食品への表示
類型9	加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている食品への表示
類型10	過度に強調された表示

本ガイドラインには食品添加物の不使用表示を行うにあたり上記10の類型が示されています。そのうち現時点で食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示について記載していきます。

#### ◆類型1：単なる「無添加」の表示◆

単にパッケージ等に「無添加」と記載する表示です。

一例としては、対象を明示せずに単に「無添加ラーメン」と表示されていても、何がそのラーメンに無添加なのかわかりません。

この場合、消費者は、その商品に何が無添加なのかわからないため、添加されていないものを消費者自身が推察することになります。

一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なることが生じるおそれがあり内容物を誤認させるおそれがあります。（※1に該当するおそれ）

### ◆類型2：食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

無添加あるいは不使用とともに、食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示をいいます。本類型には「人工、合成、化学および天然」の用語の使用が該当します。

現行の食品表示基準では「天然」またはこれに類する表現の使用を認めていません。

また食品表示基準において「人工および合成」の用語は削除されており、「化学」の用語は使用されたことはありません。

そのため「人工、合成、化学および天然」の用語を用いた食品添加物の表示は適切であるとはいえません。

こうした表示は、消費者がこれら用語に悪いまたは良い印象を持っていた場合、無添加あるいは不使用の文言と共に用いることで、実際のものよりも優良または有利であると誤認させるおそれがあります。（※1に該当するおそれ）

例：「合成着色料 不使用」 ⇒ 「合成」という文言が誤認を与えるおそれ  
「化学調味料は使用していません」 ⇒ 「化学」という文言が誤認を与えるおそれ

### ◆類型3：食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

当該食品添加物の使用が法令で認められていない食品であるにもかかわらず、無添加や不使用の表示を記載する類型です。

例としては「清涼飲料水にソルビン酸不使用と表示」する例が挙げられます。清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用基準違反であり法令上認められていません。

当該食品添加物とその食品に法令で使用されないことは知らず、かつ当該食品添加物が使用された食品を望んでいない消費者にとって、不使用表示された食品が、不使用表示のない商品よりも優れていると読み取ってしまい、実際のものよりも優良または有利であると誤認させるおそれがあります。（※1に該当するおそれ）

### ◆類型4：同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながらも〇〇と同一機能、類似機能を持った他の食品添加物を使用している食品への表示を言います。

例としては、日持ち向上効果を期待して日持ち向上剤Aを使用しているにもかかわらず、「保存料不使用」と表示する例があげられます。

保存料が使用された食品を回避したいと考えている消費者にとって、不使用表示の保存料と、それと同一機能、類似機能を有する日持ち向上剤Aの違いが表示においてわからない場合、日持ち向上剤Aを使用したにもかかわらず保存料不使用と書かれた当該商品は、

保存料が使用されている商品よりも優れていると読み取ってしまい、実際のものよりも優良または有利であると誤認させるおそれがあります。(※1に該当するおそれ)

次号では類型5から類型10までの説明と補足を掲載予定です。

#### 【参考資料】

- ・食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（令和4年3月30日公表）
  - ・「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の10類型イラスト（消費者庁ホームページ掲載）
- 

### ② 【予告】令和5年2月21日（火）に食の安全安心シンポジウムを開催します。

今回のテーマは、「食の安全を守る取り組みについて考える」～HACCP（ハサップ）ってな～に？～です。

消費者、事業者および行政がそれぞれの立場で意見交換することにより、HACCPに関する相互理解を深める目的でシンポジウムを開催します。

また本シンポジウムは、集合形式だけでなくオンライン形式もあわせて実施予定です。詳細は次号でご案内いたします。

=====

---

◆-----◆

#### 食品安全監視センターの所在地・連絡先

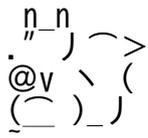
〒520-0834 滋賀県大津市御殿浜13番45号（滋賀県衛生科学センター内）  
TEL：077-531-0248 FAX：077-537-8633  
Email：[shokuhin@pref.shiga.lg.jp](mailto:shokuhin@pref.shiga.lg.jp)

#### 《交通案内》

JR石山駅北口下車 徒歩10分  
京阪電車石山坂本線粟津駅下車 徒歩5分

☆食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、  
滋賀県ホームページの食の安全情報にアクセスしてください。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/>

☆「ぷちリス」バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載しています。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/300257.html>



食品安全監視センター通信

ぶちリス

